

# 木津川市子ども・子育て支援事業計画

(素案・たたき台)



平成26年7月時点



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	子ども・子育て支援事業計画とは	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の性格と位置づけ	2
(3)	計画の対象	4
2	計画の期間	4
3	計画の策定体制	4
4	子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	5

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現況と課題

1	人口・子ども人口の推移	8
2	世帯の状況	16
3	子育て関連施策・事業の状況	19
4	地域における子育て支援活動等の状況	26
5	子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）	27未
6	木津川市の子ども・子育て支援の課題	27

## 第3章 計画の基本的な考え方

1	子ども・子育てビジョン（基本理念）	29
2	計画の基本目標	30
3	施策の体系	31
4	重点施策	32未

## 第4章 目標実現のための施策の展開

1	子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり	未
2	子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり	未
3	安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり	未
4	親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進	未
5	子どもと子育てを支援する地域づくり	未

## 第5章 事業量の目標

1	将来の子ども人口	34
2	教育・保育提供区域	38
3	幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	41
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	45
5	その他事業の数値目標	未

## 第6章 計画の推進

- 1 計画の推進主体と連携の強化 . . . . . 未
- 3 計画の進行管理 . . . . . 未

## 資料編

- 1 計画の策定経過 . . . . . 未
- 2 用語の説明 . . . . . 未

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 子ども・子育て支援事業計画とは

### (1) 計画策定の趣旨

本市においては、すべての子育て世帯が安心して子どもを産み、喜びと楽しみを感じながら、子育てを営むことができるまちづくり、また、次代の社会を担う子どもたちが、健やかに成長することができるまちづくりをめざし、平成22年3月に「木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、この計画は平成26年度計画期間を終了します。

全国的に人口減少社会を迎えている中で、本市では人口増加が進み、子ども人口も増加してきました。また、女性の就労ニーズの高まりの中で、保育所の利用ニーズも増加し、待機児童が出ています。

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度から施行されることになりました。

また、次世代育成支援対策推進法については、平成17年度から26年度までの10年間の時限立法として成立しました。しかし、その後、合計特殊出生率は持ち直しがみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体への「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及啓発、女性が就労の場で活躍できる取組の促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層、推進することが必要となっています。このような状況を鑑み、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成36年度末まで10年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。改正推進法と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。これら3つの改正法は平成26年4月23日に公布されました。

新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。これに伴い、平成26年度末で計画期間が完了する次世代育成支援後期行動計画は、改正推進法に基づき、法定計画（策定は義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されました。

本市においては、「木津川市次世代育成支援地域行動計画」のこれまでの取組と課題を踏まえるとともに、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供をはじめ、すべての子どもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

## ■参考／子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことをめざす。

- ◆乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。
- ◆保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

—内閣府「基本指針（案）の要約

## ■参考／次世代育成支援対策推進法の改定概要

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

—厚生労働省資料

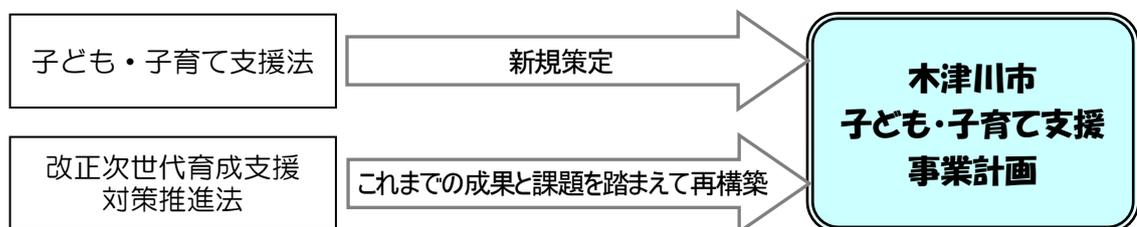
## (2) 計画の性格と位置づけ

### ① 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項\*に定める市町村計画です。

また、本計画には、「改正次世代育成支援対策推進法」第8条\*において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。

#### ■本計画の法的根拠



#### ■参考／子ども・子育て支援法の市町村計画について

##### 「子ども・子育て支援法」第61条第1項

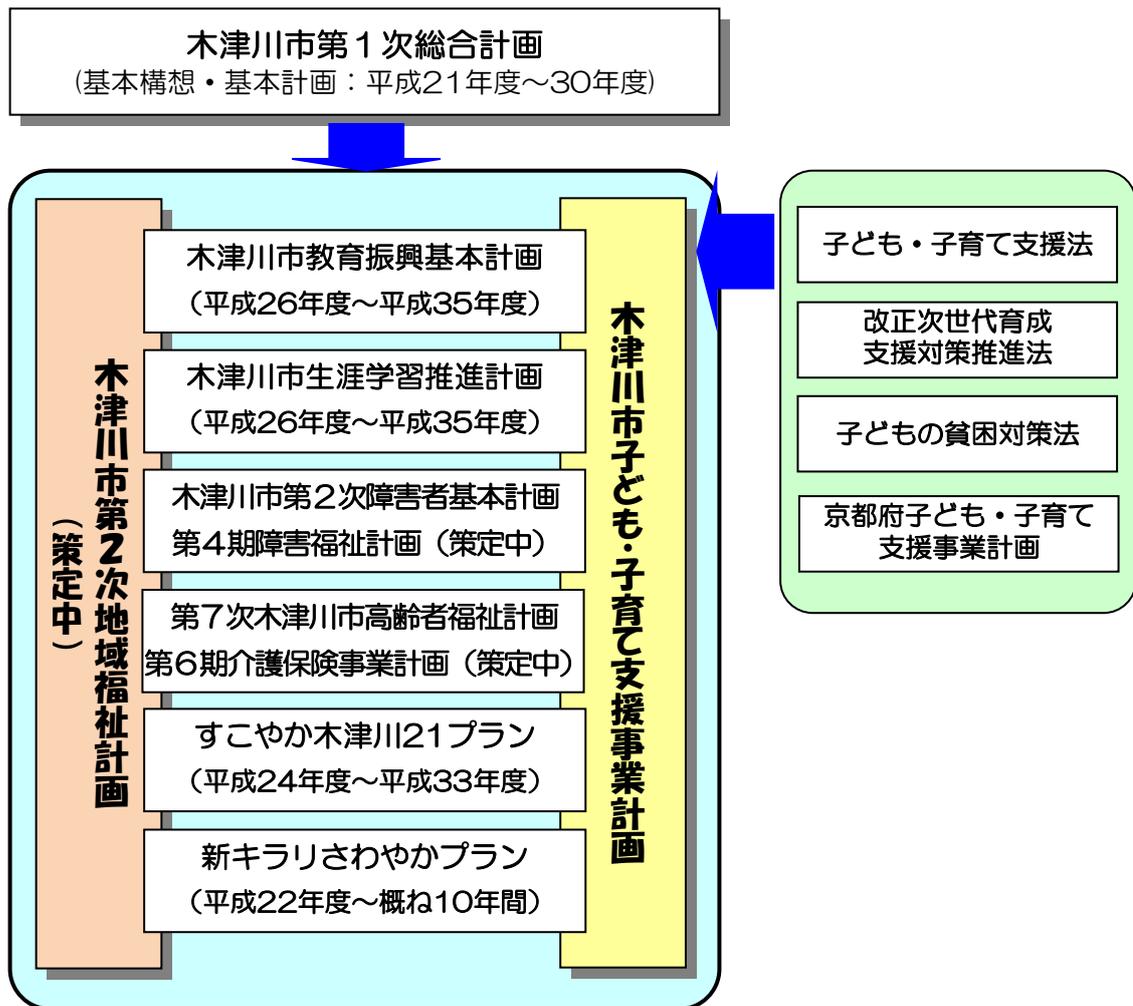
市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

## ② 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「木津川市第1次総合計画」の部門別個別計画として位置づけられます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律や京都府子ども・子育て支援事業計画とともに、関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。

### ■計画の位置づけ



## ③ 計画の性格

本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、市民をはじめ、保育所、幼稚園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

### (3) 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

#### ■参考／子ども・子育て支援法の「子ども」の定義

##### 「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

## 2 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。

計画の最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

## 3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、木津川市子ども・子育て会議条例を制定し、「木津川市子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行いました。

また、庁内策定体制として、木津川市次世代育成支援地域行動計画の策定・推進にあたる全庁的な組織である「子育て支援No.1のまちづくり推進チーム」により、引き続き計画策定のための検討を行いました。

さらに、木津川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査を、就学前子ども保護者及び小学生保護者を対象にそれぞれ実施し、その結果について事業量算出の基礎とするなど、計画策定に反映しました。

本計画に対する市民の意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施しました。

## 4 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

### ① 新制度の目的

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度であり、平成27年度（平成27年4月）から施行されます。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法に伴う児童福祉法ほかの改正）



**平成 27 年4月施行(新制度スタート)**

### ② 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市町村は「ア 子ども・子育て支援給付」と「イ 地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

#### ア 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア) 施設型給付（※）	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ) 地域型保育給付（※）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当	—

※は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付する。認定区分は以下のとおり。（子ども・子育て支援法19条）

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

#### イ 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

① 利用者支援に関する事業	⑧ 一時預かり事業
② 地域子育て支援拠点事業	⑨ 延長保育事業
③ 妊婦に対して健康診査を実施する事業	⑩ 病児・病後児保育事業
④ 乳児家庭全戸訪問事業	⑪ 放課後児童健全育成事業
⑤ 養育支援訪問事業	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥ 子育て短期支援事業	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑦ 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	

### ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載規定

事業計画に記載する事項は、子ども・子育て支援法において「必須記載事項」と「任意記載事項」が規定されています。（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）  
本計画では「必須記載事項」「任意記載事項」ともに定めます。

#### ■必須記載事項

項目	内容
(1) 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
(2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<ol style="list-style-type: none"> <li>各年度における教育・保育の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</li> <li>実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと、及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</li> </ol>
(3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<ol style="list-style-type: none"> <li>地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</li> <li>実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</li> </ol>
(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

#### ■任意記載事項

項目	内容
(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。

項 目	内 容
(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
(6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。
(7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現況と課題

### 1 人口・子ども人口の推移

#### (1) 人口の推移

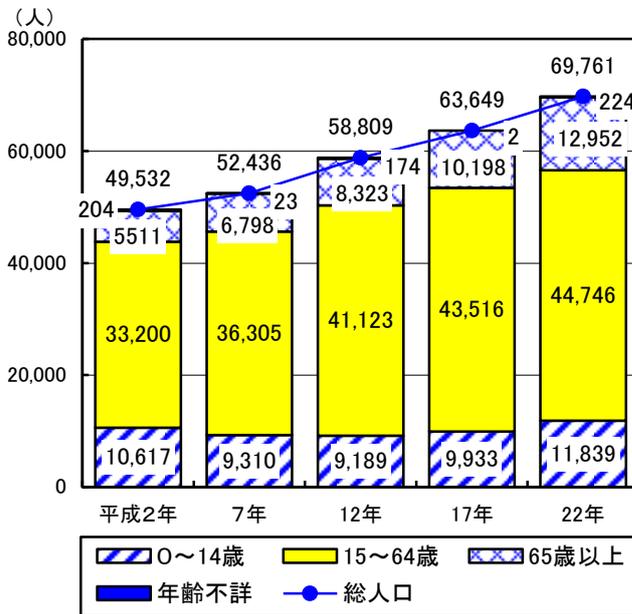
##### ① 国勢調査による人口の推移

本市の平成2年以降の人口の推移を国勢調査でみると、全国的に人口減少社会にある中で、学研都市の進展により人口増がみられ、平成22年には69,761人となっています。

また、年齢3区分別では、0～14歳の年少人口は、平成12年まで減少傾向にありましたが、その後は増加に転じ、平成22年には11,839人となっています。15～64歳の生産年齢人口は増加を続け、平成22年には44,746人で、64.1%とおおよそ3分の2を占めます。65歳以上の高齢者人口は、生産年齢人口以上の伸びを示し、平成17年には年少人口を追い抜き、平成22年には12,952人となっています。

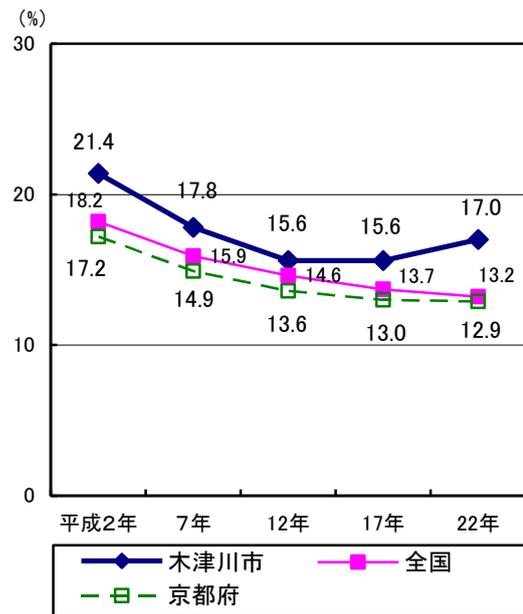
総人口に占める年少人口率は、京都府や全国水準より高く推移し、また、平成12年及び平成17年には15.6%まで低下しましたが、平成22年には17.0%と上昇しています。

■総人口、年齢3区分別人口の推移



資料：各年国勢調査で、10月1日時点

■年少人口率の推移



資料：各年国勢調査で、10月1日時点

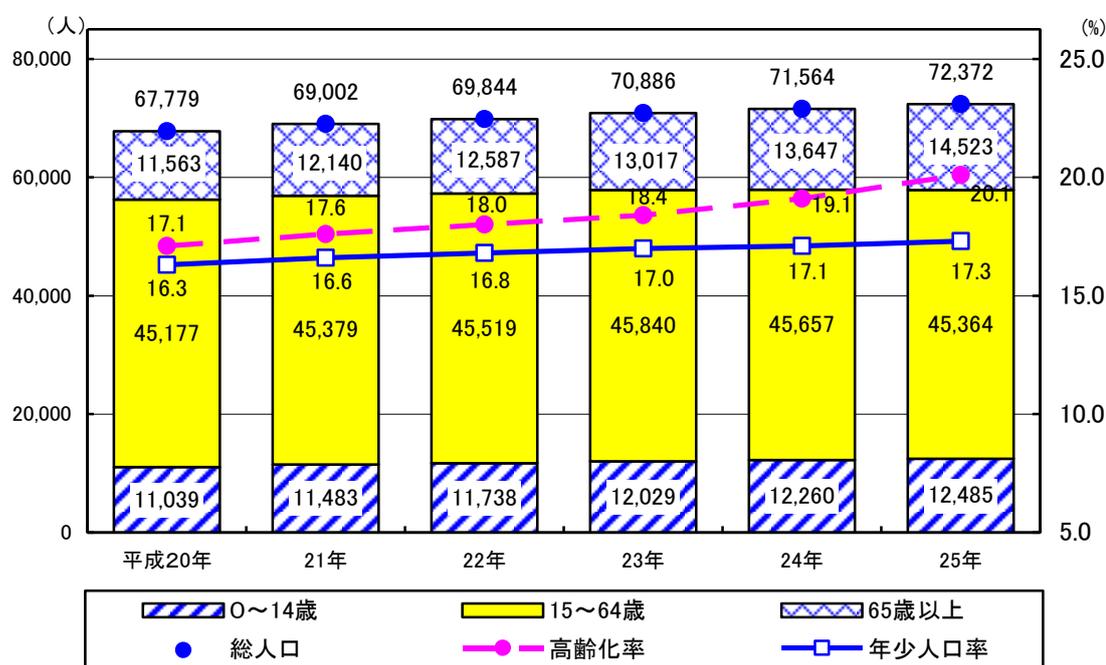
## ② 住民基本台帳による人口の推移

本市の平成20年以降の人口の推移を住民基本台帳（外国人を含む）で見ると、年々増加し、平成23年には7万人を超え、平成25年には72,372となっています。

また、年齢3区分別では、0～14歳の年少人口は、毎年増加を続け、平成25年には12,485人となっています。15～64歳の生産年齢人口は、平成23年をピークに減少傾向を示し、平成25年には45,364人となっています。65歳以上の高齢者人口は増加を続け、平成25年には14,523人となっています。

総人口に占める年少人口率は、毎年わずかながら上昇し、平成25年には17.3%となっています。

### ■総人口、年齢3区分別人口の推移



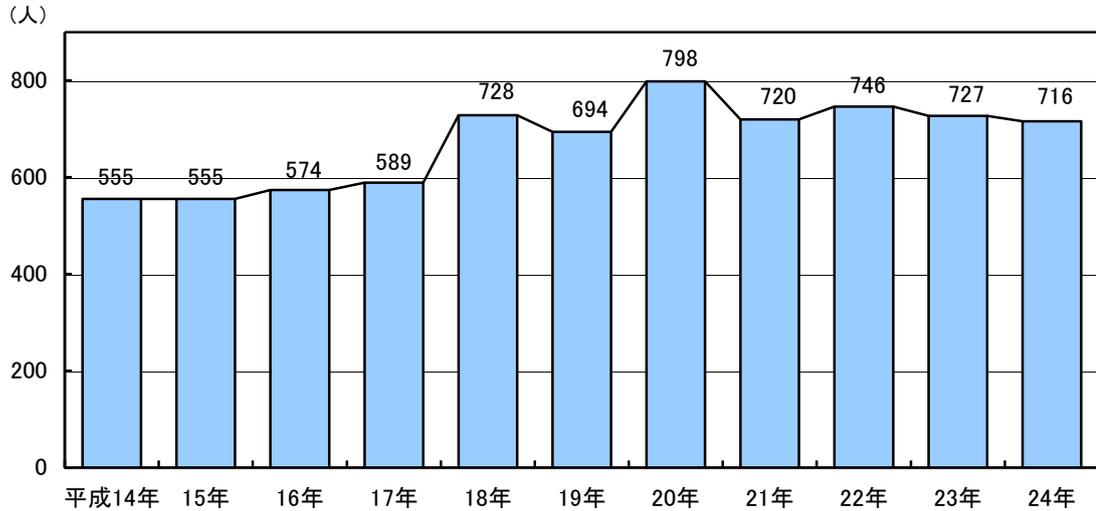
資料：各年住民基本台帳人口（外国人を含む）で、3月末時点

## (2) 子ども人口の推移

### ① 出生数の推移

出生数の推移では、平成14年の555人が、平成18年には728人と増加し、その後増減をしながら、平成22年以降には減少傾向を示し、平成24年では716人となっています。

#### ■出生数の推移

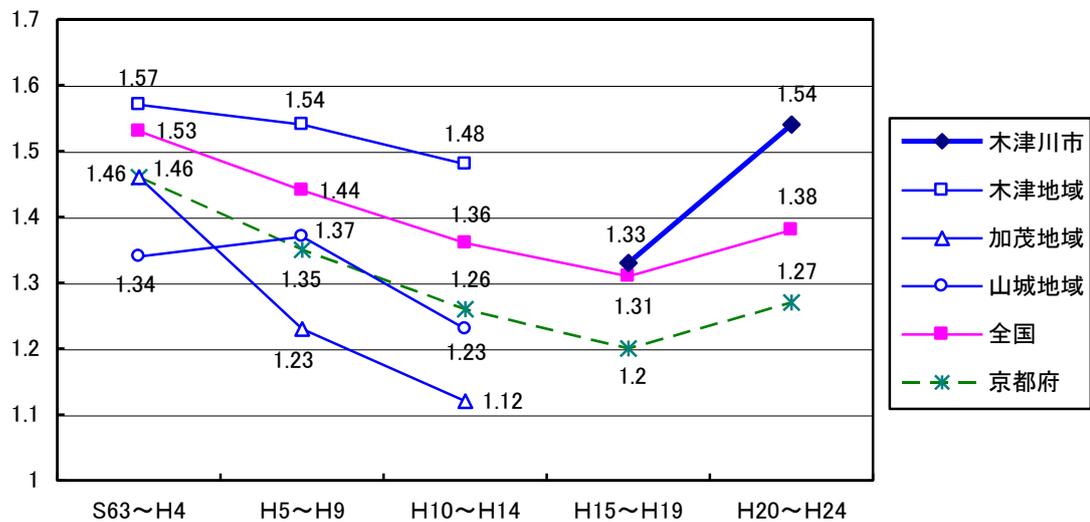


資料:各年人口動態統計

### ② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率で、平成20年から24年は、全国や京都府水準も平成15年から平成19年に比べて上昇していますが、本市はそれを上回り、1.54となっています。

#### ■合計特殊出生率の推移

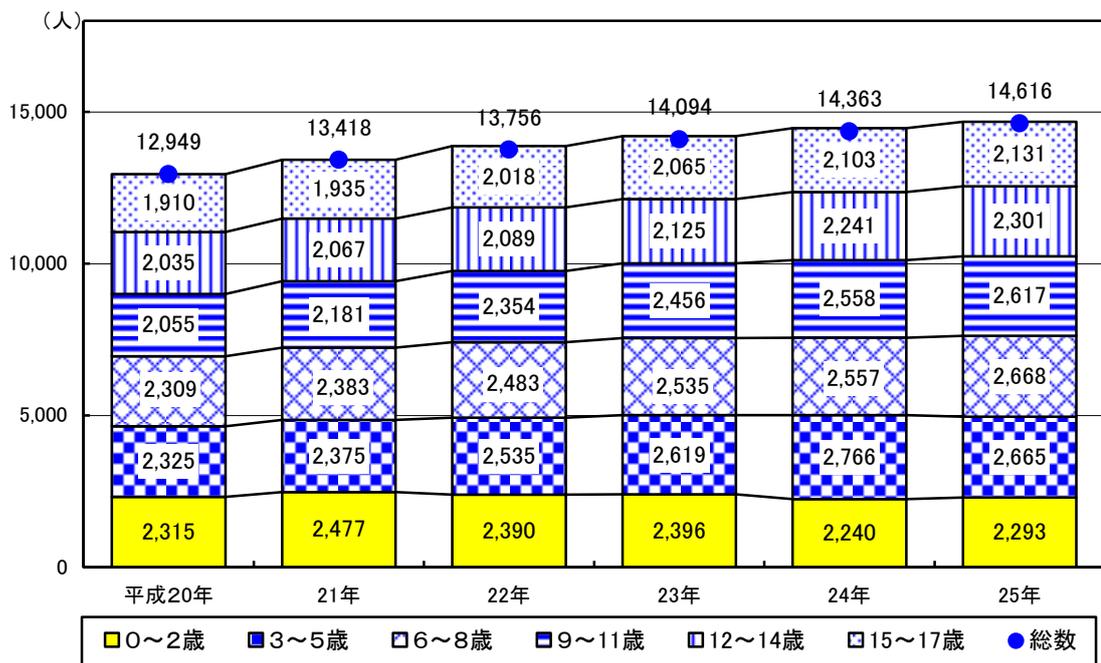


資料:人口動態統計特殊報告

### ③ 子ども人口の推移

18歳未満の子ども人口は年々増加し、平成25年では14,616人となっています。そのうち、0～2歳は増減がありながら推移し、平成25では2,293人で、子ども人口総数の15.7%となっています。3～5歳は、平成24年までは増加を続けていましたが、平成25年には減少に転じ2,665人で、総数の18.2%となっています。6歳以上の各年齢区分ごとの人口は、それぞれ年々増加し、平成25年には6～8歳（小学校低学年相当）は2,668人、総数の18.3%、9～11歳（小学校高学年相当）は2,617人、17.9%、12～14歳（中学生相当）は2,301人、総数の15.7%、15～17歳（高校生相当）は2,131人、総数の14.6%となっています。

#### ■子ども人口の推移

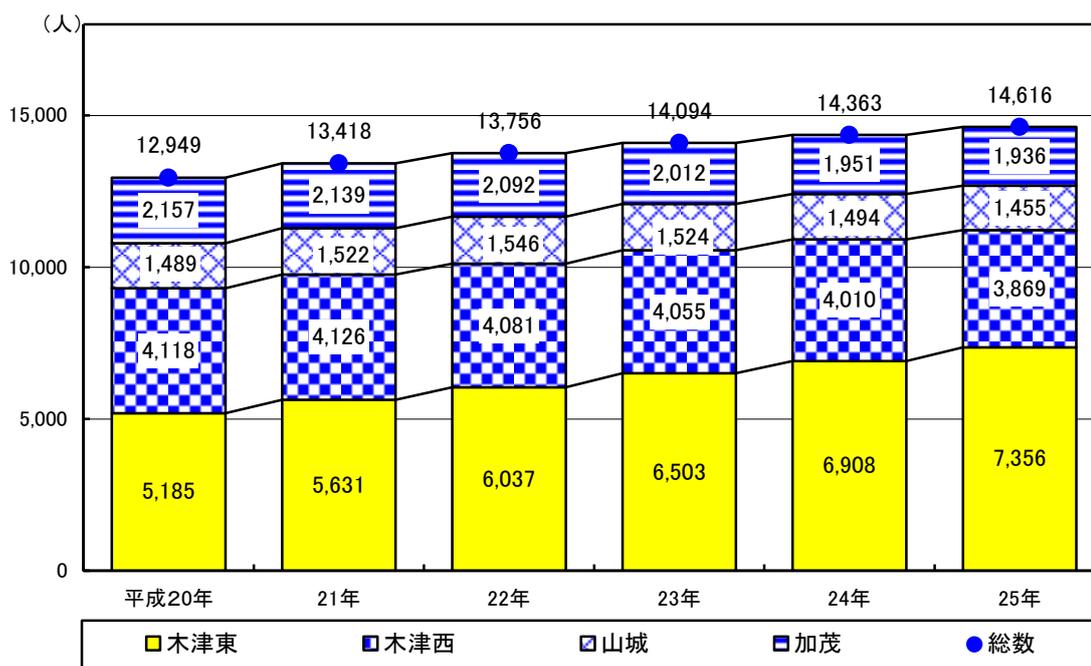


資料：各年住民基本台帳人口(外国人を含む)で、3月末時点

子ども人口の地域別の推移では、加茂地域は年々減少し、平成25年には1,936人となっており、子ども人口総数の13.2%となっています。山城地域は平成22年をピークに減少し、平成25年には1,455人で、総数の10.0%となっています。木津西地域は平成21年をピークに減少し、平成25年には3,869人、総数の26.5%となっています。木津東地域は年々増加を続け、平成25年には7,356人、総数の50.3%と半数を占めています。

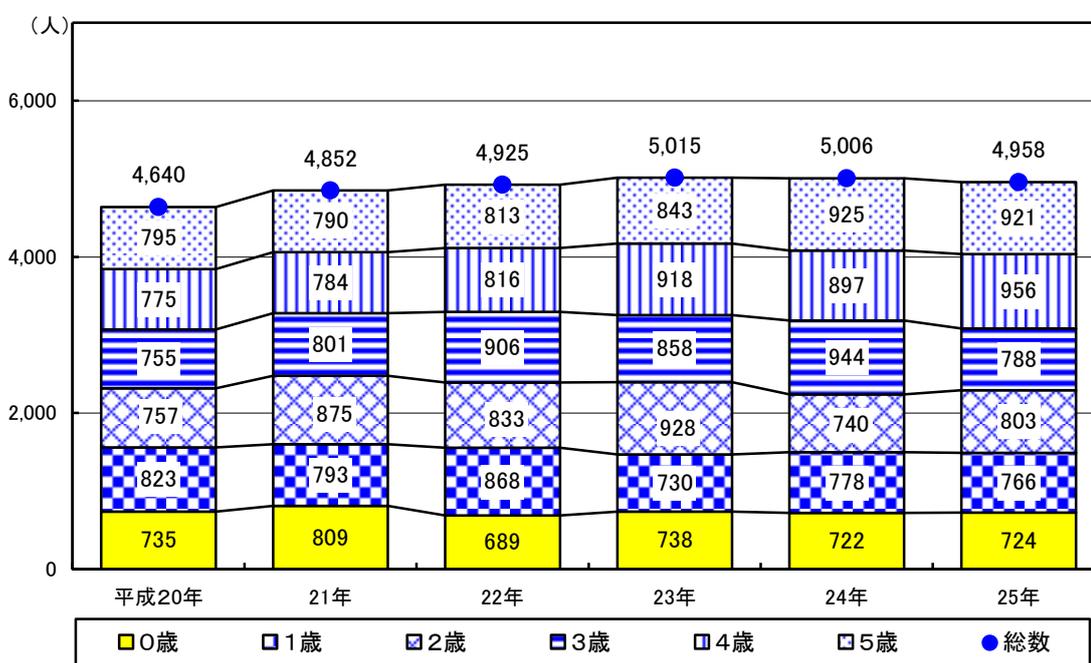
子ども人口のうち、就学前の0～5歳の人口を各年齢別にみると、総数は平成23年をピークに減少傾向を示しています。各年齢は、ともに増減をしながら推移し、平成25年では、0歳が724人、総数の14.6%、1歳が766人、総数の15.4%、2歳が803人、総数の16.2%、3歳が788人、総数の15.9%、4歳が956人、総数の19.3%、5歳が921人、総数の18.6%となっていて、4歳及び5歳が多く、0歳及び1歳が少なくなっています。

### ■地域別 子ども人口の推移



資料: 各年住民基本台帳人口(外国人を含む)で、3月末時点

### ■就学前人口の推移

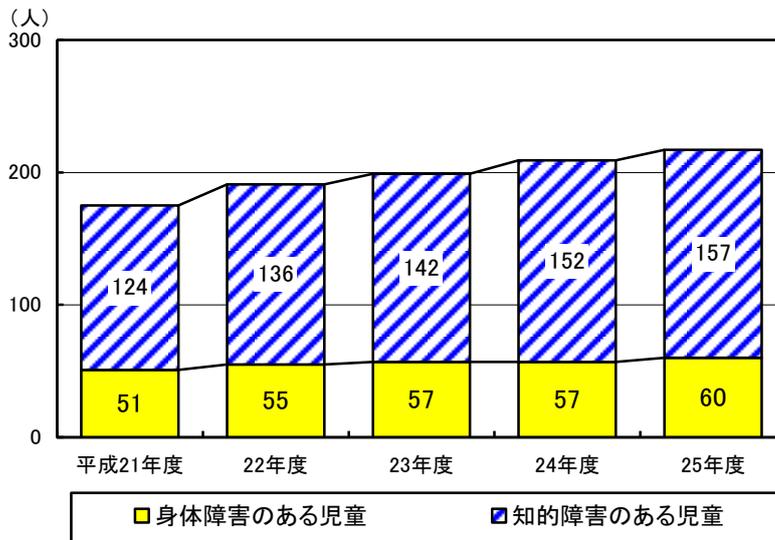


資料: 各年住民基本台帳人口(外国人を含む)で、3月末時点

#### ④ 障害のある児童の推移

身体障害者手帳及び療育手帳所持者数から、身体・知的障害のある児童の推移をみると、身体障害のある児童はわずかながら増加傾向にあり、平成25年度末で60人となっています。また、知的障害のある児童は毎年増加し、平成25年度末で157人となっています。

##### ■身体・知的障害のある児童の推移



資料：市調べ（各年度3月末現在）

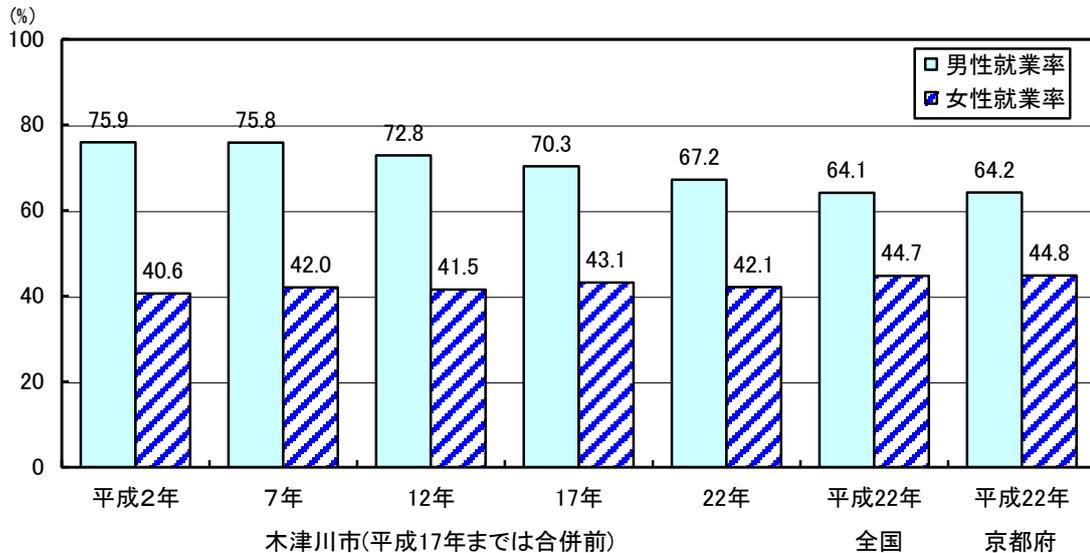
### (3) 就労状況

#### ① 男女別就業率の推移

国勢調査から、男女別の就業率の推移をみると、男性は年々低下し、平成22年には67.2%となっていますが、全国や京都府水準より高くなっています。

一方、女性は平成17年までは上昇していましたが、平成22年には低下に転じ、42.1%となり、全国や京都府水準より低くなっています。

#### ■男女別 就業率の推移

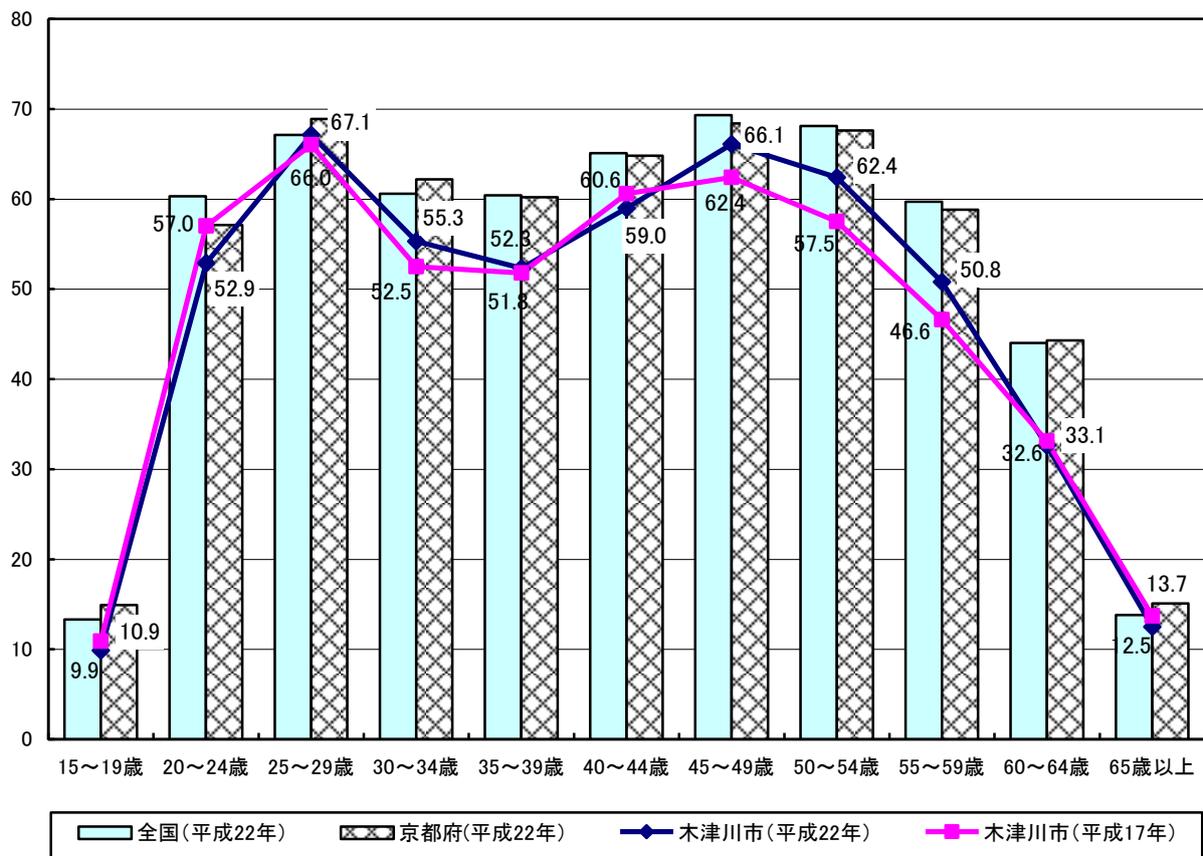


資料:各年国勢調査で10月1日時点

#### ② 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率について、平成17年と22年を比べると、15～19歳及び20～24歳は低下しましたが、25～29歳、30～34歳、35～39歳はわずかながら上昇しています。また、45歳から59歳の就業率が上昇し、子育て期の30代に就業率が低下する、いわゆるM字カーブは解消されていません。総じて、各年齢層の就業率は、全国・京都府水準より低くなっています。

■女性の年齢5歳階級別 就業率



資料:国勢調査で10月1日時点

## 2 世帯の状況

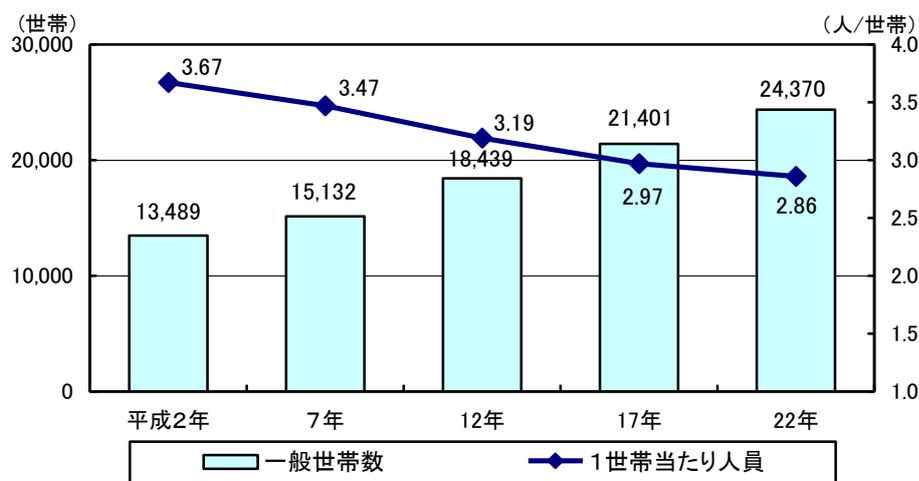
### (1) 世帯数の推移

#### ① 国勢調査による世帯数の推移

本市の平成2年以降の世帯数の推移を国勢調査で見ると、年々増加し、平成22年には24,370世帯となり、平成2年の1.8倍となっています。

人口の増加に比べて世帯数の増加の方が著しいため、1世帯当たり人員は減少し、平成2年の3.67人が、平成22年には2.86人となり、世帯規模が縮小しています。

■世帯数の推移



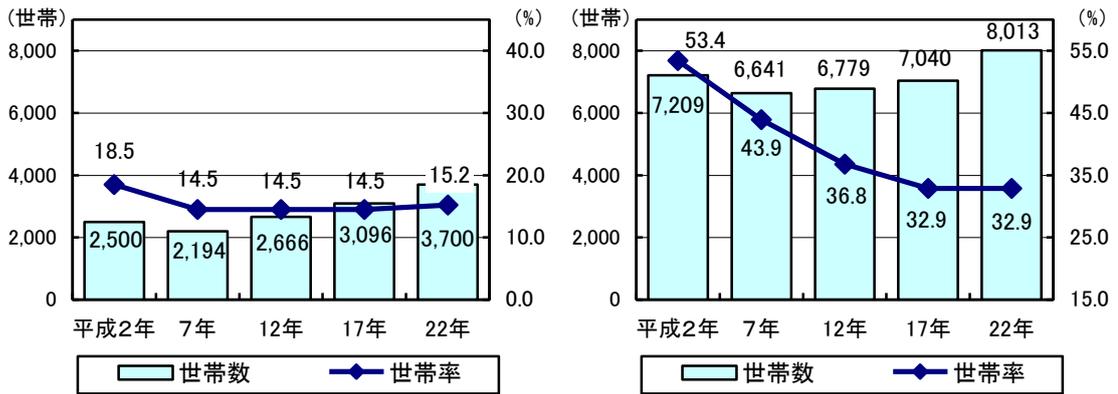
資料:各年国勢調査で10月1日時点  
注)世帯は、住宅に住む一般世帯数です。

#### ② 子どものいる世帯の推移

子どものいる一般世帯数は、6歳未満のいる一般世帯数、18歳未満のいる一般世帯数共に平成7年には一旦減少したものの、その後は増加を続け、平成22年には6歳未満のいる一般世帯数は3,700世帯となし、一般世帯総数に占める割合は15.2%となっています。

また、18歳未満のいる一般世帯数は、平成22年では8,013世帯となっており、一般世帯総数に占める割合は32.9%となっています。

■ 6歳未満の子どものいる世帯数の推移 ■ 18歳未満の子どものいる世帯数の推移



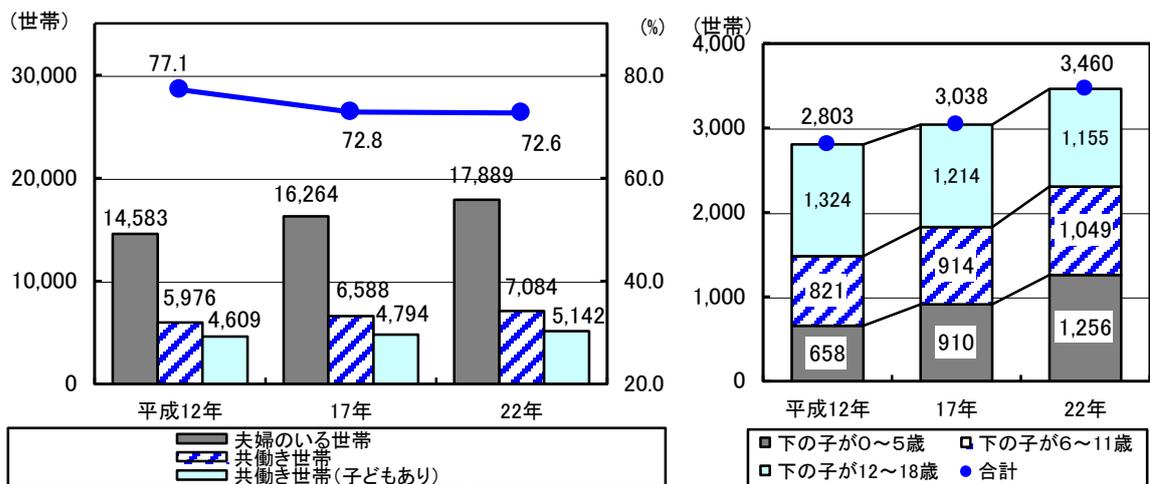
資料: 各年国勢調査で10月1日時点

③ 共働き世帯の推移

夫婦のいる一般世帯数は調査年ごとに増加し、平成22年には17,889世帯となっています。そのうち、夫婦が共に就労している共働き世帯も増加し、平成22年には7,084世帯となっています。共働き世帯のうち、子どもがおり世帯も増加し、平成22年には5,142世帯となっています。共働き世帯に占める子どもあり世帯の割合は、平成12年の77.1%が、平成22年には72.6%と低下しています。

また、子どもありの共働き世帯のうち、一番下の子が「0～5歳」「6～11歳」「12～18歳」のそれぞれの推移をみると、「0～5歳」及び「6～11歳」は増加していますが、「12～18歳」は減少しています。

■ 共働き世帯の推移



資料: 各年国勢調査で10月1日時点

## (2) 要支援世帯の推移

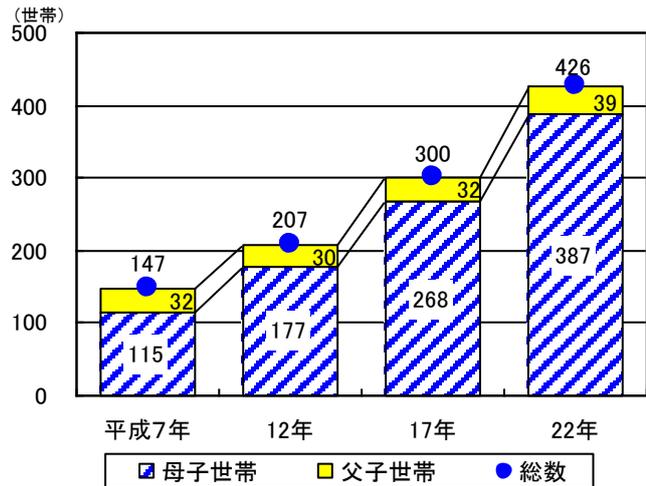
### ① ひとり親世帯の推移

国勢調査からひとり親世帯の推移をみると、平成7年で147世帯が、平成22年では426世帯と、およそ3倍になるなど大きく増加しています。

内訳をみると、平成22年で母子世帯が387世帯、父子世帯が39世帯で、父子世帯に比べて母子世帯の増加が著しくなっています。

なお、平成22年は、祖父母等他の世帯員がいる場合も含めた数値を公表していますが、それによると母子世帯は542世帯、父子世帯は85世帯、ひとり親世帯全体では627世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移

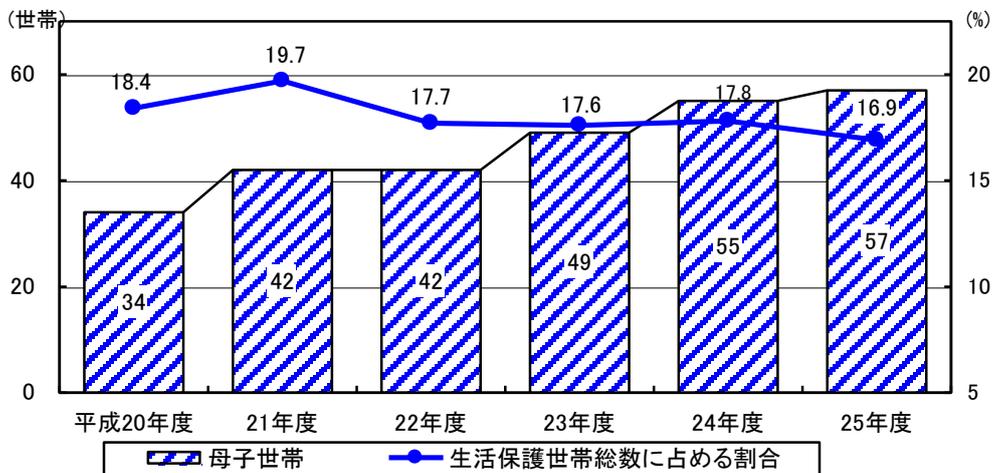


資料：各年国勢調査で10月1日時点

### ② 生活保護世帯における母子世帯の推移

生活保護世帯における母子世帯の推移をみると、平成20年度末の34世帯が、平成25年度末では57世帯と増加しています。ただし、生活保護世帯総数に占める割合は、平成20年度末の18.4%が、平成25年度末では16.9%と低下しています。

■生活保護世帯における母子世帯の推移



資料：市調べ(各年度末)

### 3 子育て関連施策・事業の状況

#### ① 次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）における特定事業の目標事業量の達成状況

次世代育成支援対策推進法においては、特定事業に関する目標事業量の設定が定められていました。平成26年度の目標事業量に対する平成26年度当初時点の達成状況については、通常保育、延長保育、一時預かり、放課後児童クラブでは、目標事業量を上回り、そのほかの事業は目標通りの達成となっています。

また、目標事業量を設定していなかった事業の中で、ファミリー・サポート・センターについては、平成26年度から開始されました。

#### ■ 特定事業の目標事業量

事業名		平成26年度 目標事業量	平成26年度当初 時点の事業量	備考
通常保育	0～2歳	14か所	16か所	やましろ保育園 分園 0～1歳 (2歳から本園)
	3～5歳	13か所	14か所	
延長保育		14か所	16か所	
夜間保育		0か所	0か所	
一時預かり		5か所	7か所	
特定保育		0か所	0か所	
休日保育		0か所	0か所	
病後児保育	施設型	1か所	1か所	
	派遣型	0か所	0か所	
夜間養護等(トワイライトステイ)事業		1か所	1か所	
短期入所生活援助(ショートステイ)事業		1か所	1か所	
放課後児童クラブ		17か所	23か所	
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援 センター	4か所	4か所	
	つどいの広場	2か所	2か所	
ファミリー・サポート・センター		0か所	1か所	

## ② 特定事業以外の事業の達成状況

本市では、子育て支援策をより充実したものにするため、特定事業以外の事業について重点施策として設定しました。その実施状況については、22事業内容の中で、13事業内容が達成できています。実施できていない事業内容としては、地域の実情に応じた子育てサービスの充実の「①幼保の一体化」と「幼稚園の預かり保育」、NPO法人、子育てサークル等の育成・活用の「①子育ての城の開設」、学研都市に立地する大学、研究所等との連携の「②育児サポーター養成事業の展開」と「保育士レベルアップ事業の展開」、民間活力の活用の「①保育園の計画的な民営化の推進」と「放課後児童クラブの計画的な民営化の推進」「民間放課後児童クラブの設立支援」「民間幼稚園の誘致」となっています。

### ■特定事業以外の事業の達成状況

事業	内容		平成26年度 当初時点の 事業実施状況	備考
地域の実情に 応じた子育て サービスの充 実	①幼保の一体化	①認定こども園を開設し、保育園と幼稚園の一体化を推進する。	○	子ども・子育て支援新制度の中で進める。
	②幼稚園の預かり保育	①幼稚園の預かり保育の実施に向けて検討する。	○	子ども・子育て支援新制度の中で進める。
	③病児・病後児保育対策の充実	①病院等と連携した「病児・病後児保育」の展開。	済	病後児保育室開設（H22年10月）
NPO法人、 子育てサークル等の育成・活用	①子育ての城の開設	①空き施設をNPO法人や子育てサークルに貸し出し、活動スペースや未就園児の親子の交流スペース、育児相談の場として、自由に活用していただく。	○	
安心して子育てができる仕組づくり	①子育てガイドブックの作成	①子育て支援ガイドブックを配付し、本市が提供する「子育て支援サービス」の情報発信を行う。	済	子育てガイドブック作成（H23年3月）
	②マイ保育園等登録事業	①育児の負担感、不安感の解消を図るために「マイ保育園登録」を行う。身近な保育園や幼稚園に登録することにより、保育士等による「育児教室」や「育児相談」、「一時預かり無料サービス」等の提供を行う。	済	未入園児一時保育事業を実施 ・梅美台保育園（H23年5月） ・相楽保育園（H25年9月） ・南加茂台保育園（H25年9月）
父親の育児参加	①「父親教室」の開催	①つどいの広場を活用し「父親教室」を開催する。 ②父親の育児参加の促進及び父親間の交流を図る。	済	土曜日に開催 ・わくわくひろば（H21年7月） ・かるがもひろば（H22年6月）
	②父子手帳の配付	①ともに子育てを頑張る子育て親子を応援するため、「父子手帳」配付を行う。	済	パパ手帳作成（H23年3月）
学研都市に立地する大学、 研究所等との 連携	①母親サポート事業の展開	①大学等と連携した「母親講座」等の開催	済	エコチル調査（子どもの健康と環境に関する全国調査）の中で実施（H22年10月）
	②育児サポーター養成事業の展開	①大学等と連携した「育児サポーター養成講座」等の開催	○	
	③保育士レベルアップ事業の展開	①大学等と連携した「保育士レベルアップ講座」等の開催	○	
	④雇用対策	①企業等に対する地元住民（母子・父子家庭）の優先採用の要請	済	就労支援員の充実（H25年4月）

事業	内容		平成26年度 当初時点の 事業実施状況	備考
民間活力の活用	①保育園の計画的な民営化の推進	①公設公営保育園の民営化を推進する。 ②公設民営保育園の完全民営化の検討を進める。	○	
	②放課後児童クラブの計画的な民営化の推進	①放課後児童クラブの民営化を推進する。	○	
	③民間保育園の誘致	①民間保育園の誘致を推進する。	済	なごみ保育園（民設民営方式）開園（H22年4月） 梅美台保育園分園（民設公営方式）を開園（H24年4月） 愛光みのり保育園（民設民営方式）開園（H26年4月）
	④民間放課後児童クラブの誘致	①民間放課後児童クラブの誘致（民間保育園への併設を含む。）を推進する。	済	かるがもクラブ（H22年4月） なごみクラブ（H22年4月） こむぎクラブ（H26年4月） 第2かるがもクラブ（H26年4月）
	⑤民間放課後児童クラブの設立支援	①住民等による民間放課後児童クラブの設立支援を推進する。	○	
	⑥民間幼稚園の誘致	①民間幼稚園の誘致を推進する。	○	
	⑦民間企業等の活用	①民間企業等に出来ることは、順次、民間企業等への移管を進める。	済	社会福祉法人、NOP 法人による保育所、子育て支援センター、つどいのひろば、放課後児童クラブの開設、大型ショッピングセンター内での保育所、つどいのひろばの開設
障害児施策の充実	①児童デイサービスの拡充	①空き施設を活用し、児童デイサービス等の拡充を図る。	済	空きスペースを活用し、児童デイサービスの拡充（H22年4月）
母子家庭支援の充実	①母子家庭等の職業能力向上及び求職活動支援	①母子自立支援専門員による母子家庭への支援の充実	済	母子自立支援員の配置（H22年7月）
保護者への養育支援の充実	①保護者の養育支援	①虐待案件等が発生した家庭における保護者保護者への養育を支援 ②虐待案件等が発生した家庭における保護者、妊婦、児童に対する相談、指導、助言など、必要な支援を行う。	済	養育支援訪問事業の実施（H25年4月） 家庭児童相談室の充実（H25年4月）

### ③ 子育て支援No.1のまちづくりの取組

本市では、「育てよう未来にはばたく子どもたち～子育て支援 No.1のまちを築こう～」を基本理念に、施策の充実を図ってきました。具体的には、保育所関係、子育て支援センター、つどいのひろば、放課後児童クラブ、児童虐待・ひとり親対策など、病後児保育、大学との連携、子育て支援医療制度の各分野で取り組んできました。

#### ■保育所関係

実施日	実施事業
H17年7月	梅美台保育園開園(開所)
H20年4月	州見台さくら保育園(開所)
H22年4月	梅美台保育園(増築)
H22年4月	州見台さくら保育園(増築)
H22年4月	なごみ保育園開園(開所)
H22年12月	第1回民間保育所年長児交流会開催
H23年4月	公営保育所の延長保育終了時間を一元化
H23年4月	公営子育て支援センターの開設時間を一元化
H23年4月	なごみ保育園(増築)
H23年4月	なごみ保育園 延長保育終了時間を延長
H23年4月	やましろ保育園分園(開設)
H23年5月	なごみ保育園 一時預かり開始
H23年5月	梅美台保育園 未就園児一時保育事業開始
H23年12月	第1回公営保育所5歳児交流会開催
H24年4月	公営保育所入所対象年齢を「生後57日」で一元化
H24年4月	梅美台保育園(定員増)
H24年4月	梅美台保育園分園(開設)
H24年4月	梅美台保育園分園 一時預かり実施
H24年4月	梅美台保育園 完全給食開始
H25年1月	清水保育園 耐震改修工事
H25年4月	なごみ保育園 完全給食開始
H25年9月	相楽保育園 未入園児サポートセンター事業開始
H25年9月	南加茂台保育園 未入園児サポートセンター事業開始
H25年11月	相楽保育園 耐震改修工事
H25年12月	フェイスブックで子育て関連情報発信
H26年4月	一時預かりの利用要件緩和
H26年4月	州見台さくら保育園 完全給食開始
H26年4月	愛光みのり保育園(開所)
H26年4月	多子軽減の対象に幼稚園、認定こども園等を加える。

#### ■子育て支援センター

実施日	実施事業
H23年4月	公営子育て支援センターの開園時間を統一
H24年4月	木津保育園で子育て支援センター(開設)

### ■つどいのひろば

実施日	実施事業
H21年7月	わくわくひろば(開設)
H22年6月	かるがもひろば(開設)
H23年4月～	定休日の活用開始
H24年4月	開設日の拡大

### ■放課後児童クラブ

実施日	実施事業
H21年7月	夏休み期間中の早朝開設(午前8時)
H22年4月	児童クラブ増設(12→18か所)
H22年4月	民間児童クラブ かるがもクラブ(開設)
H22年4月	民間児童クラブ なごみクラブ(開設)
H23年4月	ひとり親世帯(非課税)に対する減免措置実施
H23年7月	入所児童を市内在住の私立小学校の児童にまで拡大
H24年4月	早朝利用開始(午前8時～)
H24年4月	延長利用開始(～午後7時)・防犯体制の充実
H24年4月	開所日の拡大(年間4日)
H24年4月	児童クラブ増設(18→20か所)
H25年4月	入会要件の緩和(市外通学児童、市内在勤・在学保護者の児童の受入)
H25年6月	携帯メールによる情報配信システム導入
H26年4月	民間児童クラブ 第2かるがもクラブ(開設)
H26年4月	民間児童クラブ こむぎクラブ(開設)

### ■児童虐待・ひとり親対策など

実施日	実施事業
H19年9月	家庭児童相談室(開設)
H20年2月	木津川市要保護児童対策地域協議会設置
H22年7月	母子自立支援員配置
H23年4月	児童扶養手当障害認定医の設置
H23年4月	子育て短期支援事業に短時間利用枠設定
H25年4月	養育支援訪問事業開始
H26年4月	ファミリーサポートセンター事業開始

### ■病後児保育

実施日	実施事業
H22年10月	病後児保育室(開設)
H23年4月	ひとり親世帯(非課税)に対する減免措置開始
H25年9月	利用要件の緩和(市内在勤・在学保護者の児童の受入等)

### ■大学との連携

実施日	実施事業
H22年10月	エコチル調査の協力に関する協定締結(京都大学・同志社大学)
H22年10月	エコチル調査支援協議会設立

■子育て支援医療制度

実施日	実施事業
H24年9月	外来医療費・入院医療費ともに小学校卒業まで助成対象を拡大 入院 自己負担額 200円/月(1医療機関) 外来 自己負担額 200円/月(1医療機関)

子育て関連施策の中で、児童虐待相談等の推移をみると、相談件数そのものが年々増加傾向にあります。平成25年度で136件、そのうち児童虐待が50件、養護が65件と多くなっています。

■児童虐待相談等の状況

内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新規相談受付件数(件)	65	59	67	131	136
うち虐待	32	27	38	50	50
うち養護(虐待除く)	7	12	14	73	65
うち非行	0	0	0	1	1
うちDV	0	0	9	0	4
その他	26	20	6	7	16

■継続件数を含めた相談件数

内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対応件数(件)	133	127	154	180	187
うち虐待	75	59	82	99	139

#### ④ 待機児童数の推移と解消のための取組

本市の待機児童数は、合併時の平成19年度には10月1日時点で34人となり、平成20年度の州見台さくら保育園の開所により減少しました。しかし、平成21年度には10月1日時点で72人、22年度には92人、23年度には65人と、待機児童が多くなりました。平成22年度にはなごみ保育園、23年度にはやましろ保育園分園、24年度には梅美台保育園分園と開所するとともに、増改築や定員増を行って対応してきました。平成24年度以降は10月1日時点でも2～3人と減少しています。平成26年度には愛光みのり保育園が開所し、平成27年度には新たな民間保育所が開所する予定です。

##### ■待機児童（国基準）の推移

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基準日	4月1日	14人	0人	21人	28人	38人	0人	0人	0人
	10月1日	34人	9人	72人	92人	65人	2人	3人	

##### ■解消のための取組

年度	市全体の定員	待機児童解消のための取組	
平成19年度(合併)	1,580人	—	—
平成20年度	1,700人	州見台さくら保育園(開所)	120人
平成21年度	1,700人	—	—
平成22年度	1,880人	なごみ保育園(開所)	150人
		州見台さくら保育園(増改築)	30人
平成23年度	2,030人	やましろ保育園分園(開所)	30人
		なごみ保育園(増築)	120人
平成24年度	2,079人	梅美台保育園分園(開所)	29人
		梅美台保育園(定員増)	20人
平成25年度	2,076人	やましろ保育園分園(定員減)	△3人
平成26年度	2,256人	愛光みのり保育園(開所)	180人
平成27年度(予定)	2,376人	新たな民間保育所(開所)	120人
合 計		—	796人

## 4 地域における子育て支援活動等の状況

### ■サークル・サロン・支援団体等

内 容	平 成 24年度	平 成 25年度	平 成 26年度
サークル・サロン・支援団体等	37	36	35

## 5 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）

- 現在利用している教育・保育事業と今後の意向
- 母親の就労状況と家庭類型の動向・・・前回調査との比較
- 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じる事
- 仕事と子育てを両立させるために必要な事
- 子育てに関する不安や負担感
- 家庭での子育ての役割
- 子育てに関して、日頃悩んでいる事、不安な事
- 子育てに関しての相談相手・場所
- 近所や地域の人々との付き合い
- 子育て環境や支援への満足度
- 満足度が高い点と充実してほしい点



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

子どもは、社会の宝であり、人間の営みを未来につなげ、よりよい社会をつくる、かけがえのない存在です。しかしながら、全国的にも子どもの虐待やいじめ、また、近年では子どもの貧困が大きな問題となっています。すべての子どもの人権の確保とともに、子どもが未来に夢を抱いて心身ともに健やかに成長できるように、さまざまな環境整備を進めていくことが重要です。

そのため、木津川市に生まれ、育つすべての子どもが、人権を尊重され、一人ひとりの子どもの個性や可能性を最大限引き出し、かけがえのない存在として認められ、子ども自身が幸せを感じ、自己肯定感をもって生まれ、未来にはばたくことができるまちをめざします。

また、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、保護者が子どもの成長を喜び、生きがいを持って子育てできることを幸せに感じ、保護者自身も自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、支えていくことができるまちをめざします。

そして、子どもの育ちや子育て家庭を支えることが、日本の中でNo.1のまちをめざします。

このような基本的な考え方から、基本理念は「木津川市次世代育成支援地域行動計画」の下記の理念を継承します。

#### ■基本理念

**育てよう未来にはばたく子どもたち**  
**～子育て支援No.1のまちを築こう～**

## 2 計画の基本目標

### 基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、すべての子どもが自分を資することができる、幸せを実感できるまちづくりを進めます。

また、事故や災害、犯罪から子どもを守るため、関係機関や関係団体、地域住民等との連携のもと、安全で安心できる環境づくりを進めます。

### 基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

子どもが次代の担い手として、また、自らの人生の主演として夢を希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、子育て基盤としての家庭づくりを進めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組みます。

### 基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

生涯にわたって親子がともに健康に暮らすことができるよう、妊娠期をはじめ乳幼児期や学童期、思春期の保健対策を進めます。

また、援護を必要とする家庭に対する支援を充実するとともに、いつでも子育てのことを相談できるよう、相談や情報提供の充実を図ります。

### 基本目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進

働く母親のみならず、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるように、また、男女がゆとりある職業生活とともに、家庭生活や地域生活との調和を図れるように、ゆとりある家庭環境づくりを進めます。

### 基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

子育て家庭が子育ての不安や悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないよう、また、子どもが様々な人と出会い、豊かな情操を育めるよう、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、ふれあい、支援する地域づくりを進めます。

### 3 施策の体系

基本  
理念

## 育てよう未来にはばたく子どもたち ～子育て支援No.1のまちを築こう～

#### 【基本目標】

##### 基本目標1

子どもの人権の尊重と  
安全・安心な環境づくり

##### 基本目標2

子どもが心豊かに  
たくましく育つ環境づくり

##### 基本目標3

安心して子どもを産み、育て  
ることができる環境づくり

##### 基本目標4

親子の笑顔を支える  
仕事と生活の調和の推進

##### 基本目標5

子どもと子育てを支援する  
地域づくり

#### 【施策の方向】

- 1 子どもの人権の尊重
- 2 児童虐待の防止
- 3 安全な環境づくり

- 1 次代の親の育成
- 2 心豊かにたくましい人を育てる教育環境の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 多様な体験機会の充実

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 食育や思春期保健対策の推進
- 3 援助を必要とする家庭への支援の充実
- 4 相談・情報提供体制の充実

- 1 子育て支援サービスの充実
- 2 男女が協力し合う家庭づくり
- 3 仕事と生活の調和の推進

- 1 子どもと子育てを支える地域づくり
- 2 子育て交流の促進
- 3 子育てネットワークづくり

## 4 重点施策

## 第4章 目標実現のための施策の展開

## 第5章 事業量の目標

### 1 将来の子ども人口

事業量の目標を設定するため、基礎となる将来の子ども人口の推計を行いました。

#### ■コーホート変化率法で推計

基準年：平成25年

データ：平成20年～25年の3月末現在の地域別（加茂・山城・木津西・木津東）、性・年齢1歳階級別人口

合計特殊出生率：国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月の推計（中位）に用いた仮定値を参考に、実際の市の出生数で補正し、女性の15～49歳の出生率を設定しました。

地域別にも、全市と同様に15歳から49歳までの女性子ども比を仮定値として算出し設定しました。

男女児性比：平成20～25年の0歳児の平均性比を用いて配分しました。

#### ※コーホート変化率法

「コーホート」とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで、将来人口を推計する方法をいいます。コーホート法による人口推計の主な方法としては、「変化率法」と「要因法」があります。

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のことです。

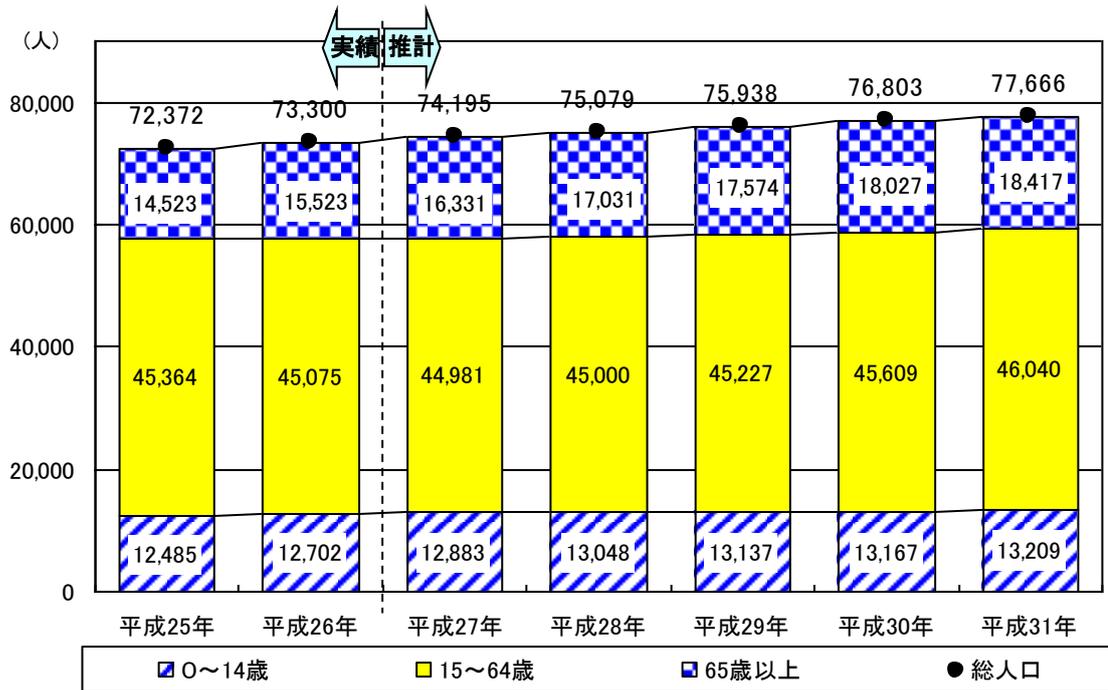
市全体及び各地域の子ども人口の推計結果は次頁のとおりですが、本市の人口は依然として増加を続け、目標年度の平成31年度には77,666人と推計しています。

また、0歳～14歳の年少人口は、増加量は減少するものの、計画期間内は増加を続け、平成31年度には13,209人と推計しています。

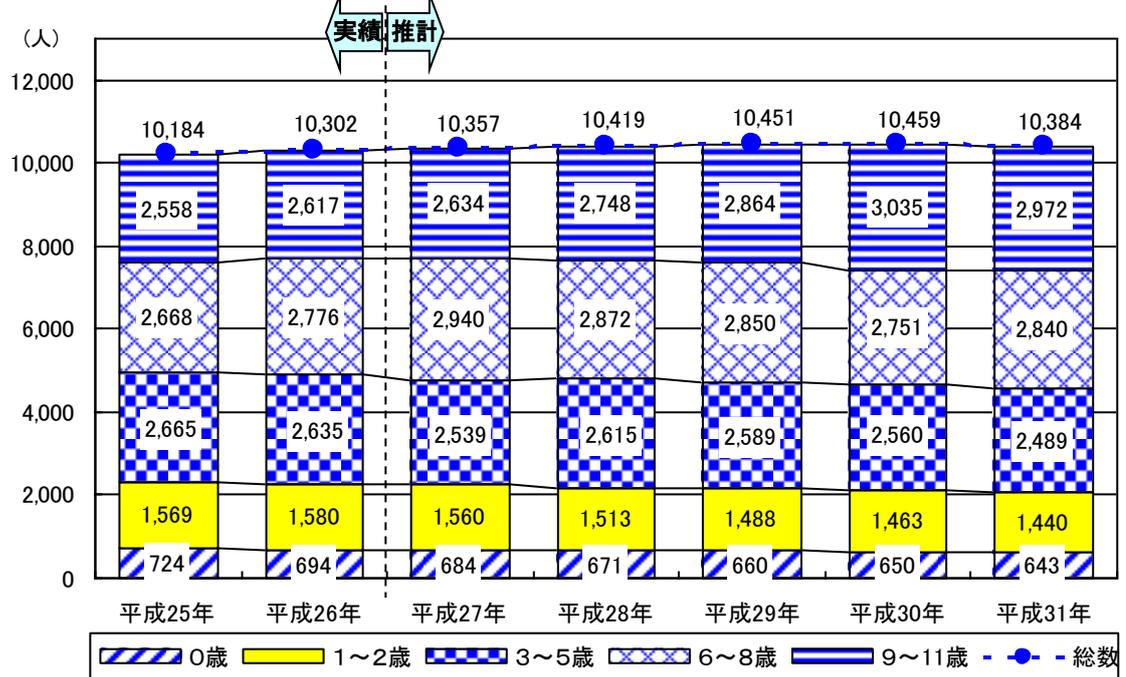
しかし、事業量見込みの対象となる就学前及び小学生人口（0歳～11歳人口）は、平成30年をピークに減少に転じるものと推計されます。

子ども人口の推移は、地域により特徴があります。加茂地域は今後、年間50人程度、木津西地域は、年間90～100人程度減少していくものと推計されます。また、山城地域は10～20人程度の緩やかな減少と推計されます。木津東地域は、JR木津駅東の開発が予定され、今後、毎年200人程度の増加と推計しています。木津東地域は、特に小学生の人口増が見込まれます。

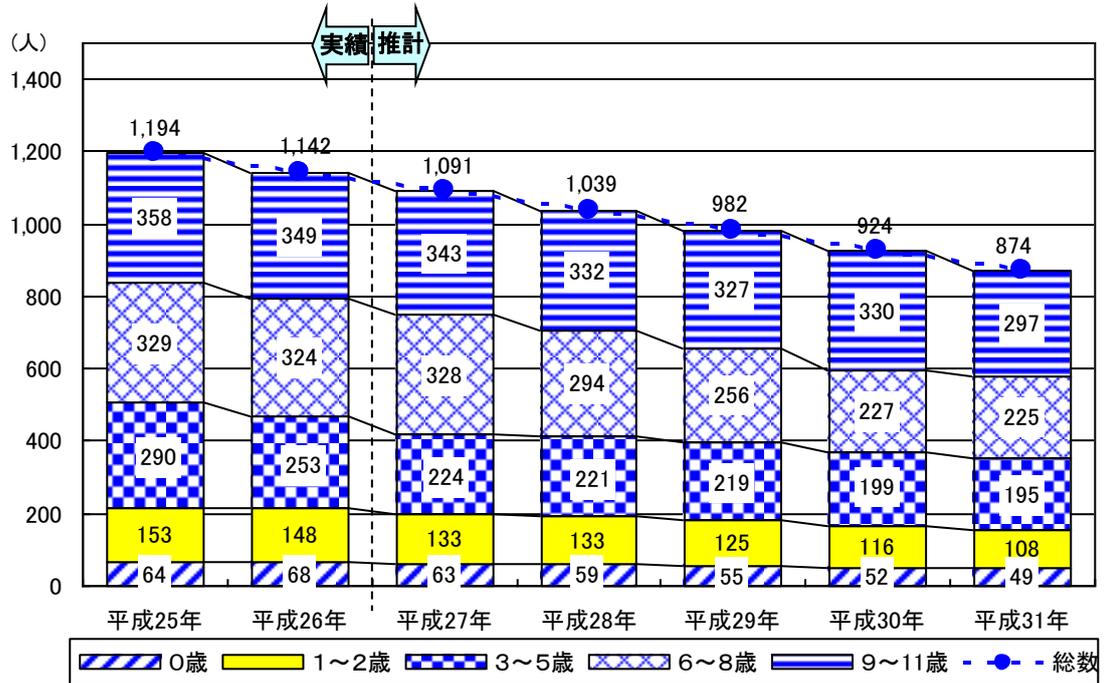
■市全体 総人口・年齢3区分別人口推計



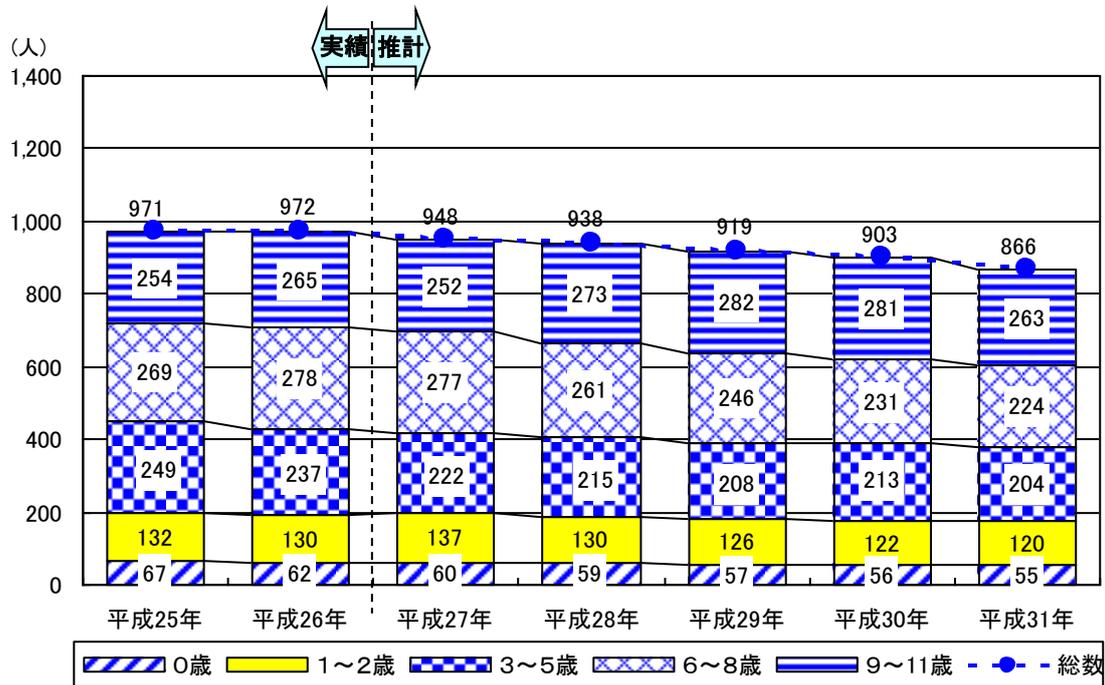
■市全体 子ども人口推計



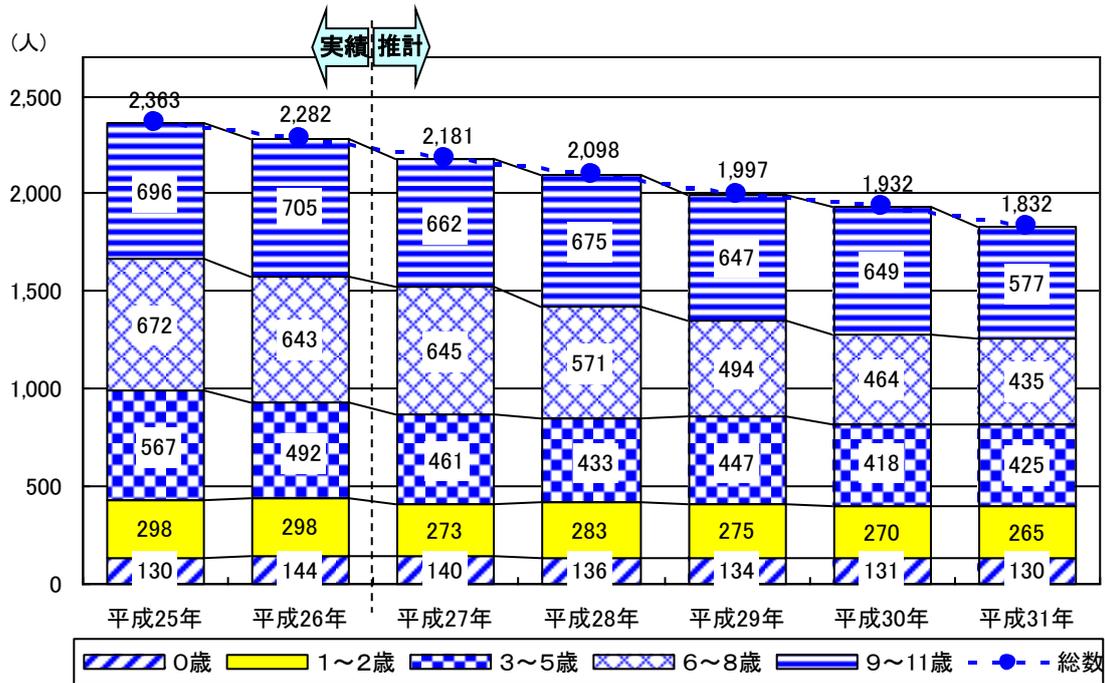
■加茂地域 子ども人口推計



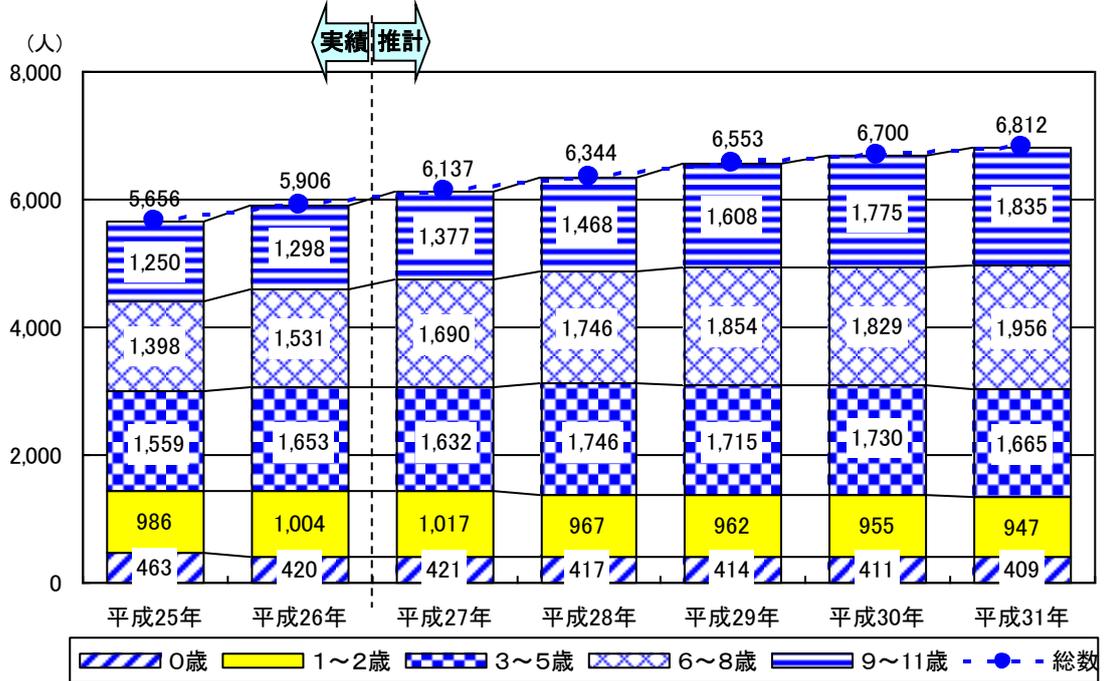
■山城地域 子ども人口推計



■木津西地域 子ども人口推計



■木津東地域 子ども人口推計



## 2 教育・保育提供区域

### ① 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です（子ども・子育て支援法第61条第2項）。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲となる教育・保育提供区域では、運用にあたり、次の事項が定められています。

#### ■教育・保育提供区域の運用に関して、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）に定める事項

##### 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本

ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能。

##### 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準

各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない（※）。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

##### 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則

ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

## ② 本市における教育・保育提供区域の設定

本市は、旧木津町、旧加茂町、旧山城町の3町が平成19年に合併した市であり、それぞれが日常生活圏域を形成していました。また、木津駅東側の地域では、関西文化学術研究都市木津中央地区の開発予定地があり、整備が順次開始されています。

小学校は13校区、中学校区は5校区、高齢者の保健福祉・介護保険事業計画では4つの日常生活圏域に分かれています。

このようななかで、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を設定するにあたり、次のことを重視します。

- 1) 供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応できること・・・区域を設定した場合、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合以外は、基準等の条件を満たす申請が提供されると、認可することになるため、他の区域が供給過多であっても新たに認可することになるので、資源の有効活用が妨げられることは避ける。
- 2) 子ども同士、親同士の交流機会の増加につながるようにすること

既存の地域特性や上記の観点も踏まえ、本市では教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

- ① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域など、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。
- ② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域は、次表のとおりとします。

### ■ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

11事業	提供区域	考え方
<b>利用者支援事業</b> 子どもまたはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等	市内全域	教育・保育施設の活動の一環として、市内全域とします。
<b>地域子育て支援拠点事業</b> 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等	市内全域	利用状況等を踏まえ、市内全域とします。
<b>妊婦健康診査事業</b> 妊婦が定期的に行う健診費用を助成	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
<b>乳児家庭全戸訪問事業</b> 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
<b>養育支援訪問事業</b> 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等	市内全域	現状どおり、市内全域とします。

11事業	提供区域	考え方
<b>子育て短期支援事業</b> 保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養育施設等において養育・保護	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
<b>子育て援助活動支援事業</b> 乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
<b>一時預かり事業</b> 幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施	市内全域	教育・保育施設での利用を含むため、市内全域とします。
<b>延長保育事業</b> 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の保育の実施	市内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とします。
<b>病児・病後児保育事業</b> 病児または病後児について、病院や保育所等の専用スペース等で一時的に保育を実施	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
<b>放課後児童健全育成事業</b> 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供	小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。

### 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

#### (1) 幼児期の教育・保育

##### ① 教育・保育の見込量設定の考え方

教育・保育の見込量設定については、次の点を基本とします。

- 1) ニーズ調査結果から、就労状況等世帯の状況と就労意向、教育・保育利用状況や利用意向を踏まえ、国の算出マニュアルに基づくニーズ量を基本としますが、保護者の就労現況や育児休業の取得状況、利用実績等を踏まえ、見込量を設定します。
- 2) 一方で、育児休業満了時には希望する教育・保育施設が円滑に利用できるようにするとともに、保護者の就労による保育が必要な条件のみならず、育児休業中の兄弟姉妹の預かり、保護者の学習、求職中の預かり等も踏まえた見込量を設定します。

## ② 教育の実施

### 現況

対象年齢：就学前児童（1号認定/3～5歳、2号認定/3～5歳）

施設数：4か所（うち、公設公営3か所、民設民営1か所）

定員数：3～5歳765人

### ■地域別 施設の利用状況

地域別	幼稚園数	平成25年度		平成26年度(見込み)	
		定員	利用者数	定員	利用者数
木津東部	3	585	459	585	405
木津西部	1	215	182	180	169
加茂					
山城					
計	4	800	641	765	574

### ■市外施設の利用状況（平成25年度）

項目	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼稚園	123	166	153	442

### ■幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の見込み量

（単位：人）

認定区分(年齢)	計画期間				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定(3～5歳)	897	906	915	924	924
2号認定(3～5歳)	113	114	115	116	116
計	1,010	1,020	1,030	1,040	1,040

### 確保策

○本市では、市外幼稚園の利用者が多いことや、母親の就労ニーズ、教育ニーズ等を踏まえ、認定こども園の開園をめざします。

### ③ 保育の実施

#### 現況

対象年齢：就学前児童（3号保育認定/0～2歳、2号保育認定/3～5歳）  
 施設数：14か所（うち、公設公営8か所、公設民営2か所、民設民営4か所）  
 定員数：0歳168人、1～2歳639人、3～5歳1,569人、計2,376人

#### ■地域別 施設の利用状況

地域別	保育所数	平成25年度						平成26年度(見込み)					
		定員			利用者数			定員			利用者数		
		0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
木津東部	8	92	333	669	89	315	653	102	377	784	102	330	699
木津西部	3	36	138	282	35	130	251	36	138	281	35	123	227
加茂	2	18	75	281	18	73	248	18	70	290	18	64	233
山城	1	12	54	240	12	54	209	12	54	214	12	50	190
計	14	158	600	1472	154	572	1361	168	639	1569	167	567	1349

注)利用者数の平成25年度は平成26年3月31日の実績。平成26年度は5月1日現在の見込み。

#### ■市外施設の利用状況（平成25年度）

項目	奈良市			奈良県(奈良市以外)			大阪市			京都府(相楽郡)			合計		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
保育所	1	5	2	1	2	4	0	0	1	1	0	2	3	7	9
認定こども園(保育所)															

#### ■保育園・認定こども園（保育園部）の見込み量

(単位:人)

認定区分(年齢)	計画期間				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号認定(0歳)	192	193	194	195	197
3号認定(1～2歳)	603	603	603	603	603
小計	795	796	797	798	800
2号認定(3～5歳)	1,367	1,379	1,391	1,400	1,405
計	2,162	2,175	2,188	2,198	2,205

#### 確保策

- 認定こども園の開園を進める中で、保育ニーズに対応します。
- 木津東部の開発動向を踏まえ、需要量推移を見ながら、計画期間途中でも、認定こども園と合わせた定員や幼稚園預かり保育、弾力運用等を組み合わせ、必要な増員を行います。

#### ④ 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方

教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています（児童福祉法第34条の15第5項）。

本市では、この原則に則り、本計画に定める教育・保育提供区域の見込み量に基づき、地域型保育事業の認可にあたっての需給調整を行います。申請された教育・保育提供区域において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める見込量に既に達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって見込量を超える場合、地域型保育事業の認可をしないことがあります。

#### ⑤ 教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の提供にあたっては、家庭での教育とともに、人格形成の基礎なる乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育サービスの提供に、関係機関等と連携して取り組みます。

○保育所と幼稚園、小中学校との連携

○幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

○認定こども園の設置に関する考え方

#### ⑥ 質の向上のための取り組み

○職員配置の充実

○職員の資質向上に向けた研修等の充実

○運営に関する自己評価、外部評価、第三者評価等の導入支援

○定期的な情報交換の実施

○苦情処理委員会の設置

○府と連携した監査の実施 など

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### ① 利用者支援事業

#### 現況

対象年齢：就学前児童（0～5歳）をもつ保護者  
 内容：類似事業として、地域子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センターを木津西部地域を除く3地域で開設しています。

#### ■地域別地域子育て支援拠点事業の実施状況

地域別	実施施設	対象、開設時間、その他の特記事項
木津東部	木津子育て支援センター 木津東部子育て支援センター	対象：概ね3歳未満の児童及びその保護者 開設時間：木津 9:30～16:30(月～金) 木津東部 9:00～17:00(月～金) 9:00～15:00(土)
加茂	加茂子育て支援センター	対象：概ね3歳未満の児童及びその保護者 開設時間：9:30～16:30(月～金)
山城	山城子育て支援センター	対象：概ね3歳未満の児童及びその保護者 開設時間：9:30～16:30(月～金)
木津西部	つどいのひろば「わくわくひろば」	対象：概ね3歳未満の児童及びその保護者 開設時間：10:30～15:30
木津東部	つどいのひろば「かるがもひろば」	対象：概ね3歳未満の児童及びその保護者 開設時間：10:00～15:30

#### ■利用者支援事業の見込み量

(単位：か所)

項目	計画期間				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
設置か所数	—	—	—	1	1

#### 確保策

- 幼稚園や保育所、放課後児童健全育成事業の利用者の申込みや相談等に対応するとともに、子育て支援事業の円滑な利用を促進するため、市役所子育て支援課の窓口利用者支援員を配置し、機能を強化します。
- 地域子育て支援センターや未入园児サポートセンター事業を実施している保育所、または幼稚園、関係機関等と連携し、総合的な相談窓口をめざします。

## ② 地域子育て支援拠点事業

### 現況

対象年齢：就学前児童（0～3歳）及びその保護者

内 容：木津東部・加茂・山城地域に、それぞれ地域子育て支援センターを設置し、木津西部・木津東部地域に、それぞれつどいの広場を設置しています。

### ■地域別地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域別	実施施設	平成25年度実績		平成26年度見込み	
		0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳
木津東部	木津子育て支援センター 木津東部子育て支援センター	9,657	2,052	9,700	2,100
加茂	加茂子育て支援センター	1,852	0	1,900	0
山城	山城子育て支援センター	1,048	0	1,100	0
木津西部	つどいのひろば「わくわくひろば」	3,934	668	4,327	735
木津東部	つどいのひろば「かるがもひろば」	4,834	476	5,317	524
計		21,325	3,196	22,344	3,359

### ■地域子育て支援拠点事業の見込み量

(単位:人)

地域別	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	0～2歳	3～5歳								
木津東部	5,544	590	5,441	614	5,393	621	5,344	627	5,308	628
木津西部	3,860	637	3,756	656	3,695	650	3,634	643	3,583	625
加茂	160	27	165	29	170	31	174	33	180	36
山城	96	16	99	18	102	18	105	20	108	22
全市	9,660	1,270	9,461	1,317	9,360	1,320	9,257	1,323	9,179	1,311

### 確保策

○既存の子育て支援拠点6カ所と未入园児サポートセンター2カ所を活用し、在家庭児童の保護者に対して、子育て情報や交流の場の提供、子育て相談を行っていきます。

### ③ 妊婦健康診査事業

#### 現況

対象：妊娠届出者  
 内容：妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券（基本券14回、追加券）を発行します。

#### ■事業実績

事業概要	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
対象：妊娠届出者	631	700
実施内容：個別医療機関による健診回数	7,227	7,500

注)平均健診回数 11.45回 10.71回

#### ■妊婦健康診査事業の見込み量（年間対象者数・受診回数）（単位：人・回）

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
対象者数	715	720	725	712	703
健診回数	7,870	7,920	7,980	7,830	7,730

#### 確保策

○妊婦健康診査に関する14回の公費負担を引き続き行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることができるように支援します。

#### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

##### 現況

対 象：生後2か月までの乳児  
 内 容：生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

##### ■事業実績

事業概要	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
対 象：生後2か月までの乳児 実施内容：保健師による家庭訪問、調査、指導	706	630

注)各年度0歳児人口(4月1日現在) 724人 694人

##### ■乳児全戸訪問事業の見込み量（年間対象児童数）（単位：人）

項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
児童数	630	625	620	610	600

参考：0歳児人口 684 671 660 650 643

##### 確保策

- 母子手帳発行時に、事業の周知を行います。
- 対象者への電話連絡等を行い、保健師による訪問を行います。

## ⑤ 養育支援訪問事業

### 現況

対 象：養育の支援が特に必要な家庭  
 内 容：養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

### ■事業実績

事業概要	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
対 象：養育困難家庭 実施内容：保健師等が対象家庭を訪問し、指導	延34日	延35件

### ■養育支援訪問事業の見込み量（対象世帯数）（単位：世帯）

項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29度	平 成 30年度	平 成 31年度
世帯数	35	34	34	34	34

### 確保策

○関係機関と連携し、対象家庭の把握と訪問相談に努めます。

## ⑥ 子育て短期支援事業

### 現況

対象：0歳～小学校6年生

内容：保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

### ■事業実績

事業概要	平成25年度実績	平成26年度見込み
対象：0歳～小学校6年生 実施施設：京都大和の家	延12日利用	延12日利用

### ■子育て短期支援事業の見込み量（利用実人数）（単位：人）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	12	13	14	14	13

### 確保策

○現状の受け入れが継続できるように努めます。

○市広報・ホームページ等を活用し、事業の周知に努めます。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

**現況**

対 象：概ね3か月～小学校6年生  
 内 容：乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。

■事業実績

事業概要	平成25年度実績	平成26年度見込み
対 象：概ね3か月～小学校6年生 実施施設：援助会員宅	0	延30件利用

■子育て援助活動支援事業の見込み量（年間あたり利用平均日数）（単位：人日）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用平均日数	105	110	115	120	125

**確保策**

○平成26年度から実施した事業であり、利用会員と援助会員の確保のため、市広報・ホームページ等の活用や、子育て支援センター・つどいのひろば等さまざまな媒体を活用して周知を図ります。

## ⑧ 一時預かり事業

### 現況

対 象：1号認定及び2号認定（3歳～5歳）、その他0～5歳の乳幼児  
 内 容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

地域別	実施施設数	対象、開設時間、その他特記事項	平成25年度				平成26年度(見込み)			
			定員数		利用者数		定員数		利用者数	
			幼稚園	その他	幼稚園	その他	幼稚園	その他	幼稚園	その他
木津東部	5	保育園 満6か月以上(園により異なる)、8:30~16:30 幼稚園 在園児 7:30~18:00		42人/日	3234	5550		52人/日	3234	5850
木津西部	0									
加茂	1	満6か月以上、8:30~16:30		10人/日		653		10人/日		653
山城	1	満6か月以上、8:30~16:30		5人/日		717		5人/日		717
計			0	57人/日	3234	6920	0	67人/日	3234	7220

### ■一時預かり事業の見込み量（年間利用人数）（単位：人）

認定区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号	1,968	2,027	2,007	1,988	1,929
2号	1,632	1,681	1,665	1,648	1,599
その他	6,554	6,554	6,488	6,423	6,226

### 確保策

- 保育所8園で一時預かり事業を実施し、保護者の一時的な就労や疾病・事故・看護や育児に伴う心理的負担の軽減を図ります。
- 私立幼稚園1園で在園児を中心とした預かり保育を実施し、1号認定及び2号認定子どもの保育を行います。

### ⑨ 延長（時間外）保育事業

#### 現況

対象：2号認定（3歳～5歳）、及び3号認定（0歳～2歳）の乳幼児  
 内容：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を行います。

■地域別時間外保育事業の利用状況

地域別	実施 保育所数	実施内容(時間帯等)	平成25年度			平成26年度(見込み)			
			利用者数			利用者数			
			0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	
木津東部	8(※9)	18:30～19:00(5園) ～19:30(2園) ～20:00(2園)	52	143	274	57	158	303	
木津西部	3	18:30～19:00(2園) ～19:30(1園)	21	85	154	21	85	154	
加茂	2	18:30～19:00	6	21	54	6	21	54	
山城	1	18:30～19:00	2	7	14	2	7	14	
計	14(※15)		81	256	496	86	271	525	
			合計			833			882

#### ■延長（時間外）保育事業の見込み量（利用実人数）（単位:人）

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用実人数	968	983	996	1,007	1,019

#### 確保策

○既存の保育所15園、分園2園で延長保育を実施しており、現状の体制で延長保育の利用ニーズに対応していきます。

⑩ 病児・病後児保育事業

**現況**

対 象：満1歳から小学校1年生まで  
 内 容：京都山城総合医療センターにおいて、病後児の一時保育を行います。

■事業実績

事業概要	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
対 象：満1歳～小学校1年生まで 実施施設：京都山城総合医療センター	延15人利用	延30人利用

■病児・病後児保育事業の見込み量

(単位:人)

項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29度	平 成 30年度	平 成 31年度
年間利用延人数	30	30	29	29	28

**確保策**

○関係機関と調整し、利用しやすいよう事業の充実を図ります。

⑪ 放課後児童健全育成事業

現況

対象：小学校1年生から6年生まで  
 内容：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童クラブで生活指導及び適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。

■小学校別放課後児童クラブの利用状況

小学校区	実施施設	クラス数	開設時間(平日)	平成25		平成26	
				1～3年生	4～6年生	1～3年生	4～6年生
木津	木津児童クラブ	2	13時～19時	91	14	88	16
相楽	相楽児童クラブ	2	13時～19時	67	18	78	17
梅美台	梅美台児童クラブ	2	13時～19時	82	8	86	13
	なごみクラブ	1	13時～19時30分	35	0	46	0
	第1かるがもクラブ	1	13時～20時	40	0	7	3
	第2かるがもクラブ	1	13時～20時			34	
州見台	州見台児童クラブ	2	13時～19時	103	0	118	16
城山台	こむぎクラブ	1	13時～20時			11	
相楽台	相楽台児童クラブ	2	13時～19時	44	22	44	25
高の原	高の原児童クラブ	1	13時～19時	43	9	45	11
木津川台	木津川台児童クラブ	2	13時～19時	86	20	80	13
加茂	棚倉児童クラブ	1	13時～19時	60	19	63	22
南加茂台	南加茂台児童クラブ	1	13時～19時	41	14	45	11
恭仁	恭仁児童クラブ	1	13時～19時	14	8	10	7
上狛	上狛児童クラブ	1	13時～19時	30	4	31	3
棚倉	棚倉児童クラブ	2	13時～19時	70	3	70	11
計				806	139	856	168

■小学校別 放課後児童健全育成事業の見込み量

(単位:人)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	低学年	高学年	計												
木津	97	16	113	108	18	126	121	19	140	110	20	130	110	21	131
相楽	79	15	94	81	14	95	78	17	95	78	15	93	80	19	99
梅美台	186	17	203	194	18	212	195	18	213	197	18	215	196	20	216
州見台	120	16	136	118	16	134	118	15	133	118	15	133	117	15	132
城山台	36		36	54		54	70	15	85	117	18	135	126	20	146
相楽台	43	25	68	40	22	62	36	25	61	36	25	61	36	25	61
高の原	44	11	55	43	11	54	39	11	50	45	11	56	45	11	56
木津川台	79	15	94	78	15	93	78	14	92	78	14	92	78	14	92
加茂	65	19	84	62	19	81	56	21	77	53	20	73	48	18	66
南加茂台	44	11	55	43	10	53	41	11	52	35	11	46	35	11	46
恭仁	11	7	18	10	7	17	10	7	17	10	8	18	9	8	17
上狛	31	3	34	31	5	36	29	6	35	29	6	35	29	6	35
棚倉	69	11	80	68	15	83	66	14	80	60	13	73	60	13	73
見込み量	904	166	1070	930	170	1100	937	193	1130	966	194	1160	969	201	1170

### 確保策

- 利用児童数の増加していく梅美台・州見台校区については、施設の増築等を行います。
- 城山台校区については、学校内の余裕教室を活用し、平成28年度に開設します。

⑫ 要支援児童、要保護児童等の支援に関する事業

**現況**

対象：保護者のいない児童または保護者に監護されることが不適切であると認められる児童等  
 内容：本要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関相互の連携強化を図る取組みを実施します。

■事業実績

事業概要	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
代表者会議・実務者会議・ケース会議の合計	55	65	57

※平成25年度は、重症ケースがあった。

■要支援児童、要保護児童等の支援に関する事業の見込み量（開催回数）

全市	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
会議の開催回数	58	59	59	60	61

**確保策**

○児童虐待相談の対応の充実を図るため、相談員の資質向上を図るとともに、関係機関や関係団体等の連携強化を図ります。